

市第98号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「瑞穂ふ頭岸壁、本牧ふ頭新建材 1 号岸壁及び本牧ふ頭新建材 2 号岸壁については、総トン数 500 トン未満の内国航路船舶に係る許可に限る」を「目的外使用に係る許可を除く」に改める。

第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（貸付け）

第 3 条の 3 市長は、第 3 条の規定にかかわらず、港湾法第43条の 11第 1 項に規定する埠頭群^ふを構成する港湾施設のうち、市長が告示するものを同法第55条第 4 項の規定により港湾運営会社（同法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）に貸し付けるものとする。

2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な事項については、同項、第11条の 2、第17条の 2 及び第17条の 3 の規定に定めるもののほか、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとし、前条、次条から第 9

条の 3 まで、第 11 条及び第 18 条から第 20 条までの規定は、適用しない。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(貸付期間)

第 11 条の 2 第 3 条の 3 第 1 項の規定による港湾施設の貸付けの期間は、10 年を超えることができない。

2 前項の期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から 10 年を超えることができない。

第 12 条第 4 号ア(ア)及びイ(ア) a 中「及びコンテナ上屋」を削り、同条第 5 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)中「コンテナターミナル用地及び」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア(エ)を同号ア(ウ)とし、同号カ(ア)を削り、同号カ(イ)を同号カ(ア)とし、同号カ(ウ)中「コンテナターミナル用地及び」を削り、同号カ(ウ)を同号カ(イ)とし、同号カ(エ)を同号カ(ウ)とし、同条第 6 号ウ(ア)ただし書を削り、同条第 9 号から第 11 号までを次のように改める。

(9)から(11)まで 削除

第 12 条第 20 号中「。第 15 条の 2 第 2 項において同じ」を削り、同号ア(ア)中「 2,200 円」を「 2,500 円」に改め、同号ア(イ)中「 3,400 円」を「 3,800 円」に改め、同号ア(ウ)中「 4,600 円」を「 5,200 円」に改め、同号ア(エ)中「 2,000 円」を「 2,200 円」に改め、同号ア(オ)中「 3,100 円」を「 3,600 円」に改め、同号ア(カ)中「 4,300 円」を「 4,900 円」に改め、同号ア(キ)中「 200 円」を「 220 円」に改め、同号ア(ク)中「長さ 1 メートルにつき 1 年」を「 1 年 1 メートルまでごとに」に、「20 円」を「22 円」に改め、同号ア(ケ)中「長さ 1 メートルにつき 1 年」を「 1 年 1 メートルまでごとに」に、「12 円」

を「13円」に改め、同号ア(1)中「1,900円」を「2,200円」に改め、同号ア(2)中「1平方メートルにつき1年」を「1年1平方メートルまでごとに」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同号ア(3)中「3,900円」を「4,500円」に改め、同号ア(4)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同号ア(5)中「1平方メートルにつき1年」を「1年1平方メートルまでごとに」に、「8,500円」を「10,600円」に改め、同号ア(6)中「1平方メートルにつき1年」を「1年1平方メートルまでごとに」に、「3,900円」を「4,500円」に改め、同号イ(7) a中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「83円」を「94円」に改め、同号イ(7) b中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「120円」を「130円」に改め、同号イ(7) c中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「180円」を「200円」に改め、同号イ(7) d中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「240円」を「270円」に改め、同号イ(7) e中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「350円」を「400円」に改め、同号イ(7) f中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「470円」を「540円」に改め、同号イ(7) g中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「830円」を「940円」に改め、同号イ(7) h中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同号イ(7) i中「長さ1メートルにつき1年」を「1年1メートルまでごとに」に、「2,400円」を「2,700円」に改め、同号ウ(7)中「3,100円」を「3,600円」に改め、同号ウ(1) a中「85円」を「110円」に改

め、同号ウ(イ) b 中「 850 円」を「 1,100 円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「 1 平方メートルにつき 1 日」を「 1 日 1 平方メートルまでごとに」に、「 85 円」を「 110 円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「 1 平方メートルにつき 1 月」を「 1 月 1 平方メートルまでごとに」に、「 850 円」を「 1,100 円」に改め、同号ウ(イ) 中「 4,200 円」を「 5,300 円」に改め、同号エ中「 1 平方メートルにつき 1 年」を「 1 年 1 平方メートルまでごとに」に改め、同号カ中「 1 平方メートルにつき 1 日」を「 1 日 1 平方メートルまでごとに」に、「 85 円」を「 110 円」に改め、同号キ中「 850 円」を「 1,100 円」に改める。

第15条の2 第2項中「港湾施設に電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物又は埋設管を設ける場合の」を「第12条第20号の目的外使用料のうち、その額を年額で定めているものに係る」に改め、「施設の」を削り、「1 箇月」を「1 月」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(貸付料)

第17条の2 第3条の3 第1項の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該各号に掲げる額の貸付料を支払わなければならない。

(1) 岸壁

1 月につき 3,390,000 円

(2) コンテナ上屋

1 月 1 平方メートルまでごとに 525 円

(3) コンテナターミナル用地

1 月 1 平方メートルまでごとに 70 円

(4) 重量物用橋型起重機

ア レール面上揚程（重量物用橋型起重機の走行レール面の位置から最大限つり上げることのできる高さをいう。以下同じ。）が30メートルを超えるもの

1台1月につき 2,700,000 円

イ レール面上揚程が30メートル以下のもの

1台1月につき 650,000 円

(5) 事務所

ア 上屋事務所

1月1平方メートルまでごとに 525 円

イ その他の事務所

1月1平方メートルまでごとに 500 円

（貸付料の減免）

第17条の3 市長は、災害その他借受者の責めに帰すことのできない事由により、当該借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができなくなったときは、前条の貸付料を減免することができる。

附則を次のように改める。

（施行期日等）

1 この条例は、昭和24年8月1日から適用する。

（横浜市棧橋上屋使用条例の廃止）

2 横浜市棧橋上屋使用条例（昭和7年12月横浜市条例第11号）は、廃止する。

（港湾施設の貸付けの特例）

3 市長は、第3条の3第1項の規定により港湾施設を港湾運営会

社に貸し付ける日の前日までの間は、同項の規定にかかわらず、港湾法附則第20項に規定する特定埠頭群を構成する港湾施設のうち、市長が告示するものを同法附則第26項の規定により適用される同法第55条第4項の規定により特例港湾運営会社（同法附則第20項に規定する特例港湾運営会社をいう。）に貸し付けることができる。

- 4 前項の規定による港湾施設の貸付けについては、第3条の3第2項、第11条の2、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第3条の3第2項中「前項」とあるのは「附則第3項」と、「港湾運営会社」とあるのは「特例港湾運営会社（港湾法附則第20項に規定する特例港湾運営会社をいう。）」と、第11条の2第1項及び第17条の2中「第3条の3第1項」とあるのは「附則第3項」と読み替えるものとする。

別表第1物流等関連施設の項中「大黒ふ頭C 3号岸壁」を削り、「本牧ふ頭の上屋」の次に「（コンテナ上屋を除く。）」を加え、「大黒ふ頭T 9号コンテナターミナル用地」及び「本牧ふ頭のコンテナターミナル用地」を削り、

「

みなとみらい中央物揚場		
-------------	--	--

」

を

「

みなとみらい中央物揚場		
本牧ふ頭D突堤先端物揚場		

」

に改め、「大黒ふ頭の重量物用橋型起重機」、「本牧ふ頭の重量物用橋型起重機」及び「（本牧ふ頭D突堤1号線を除く。）」を削り、「本牧ふ頭の上屋事務所」の次に「（コンテナ上屋事務所を除く

。) 」を加え、「大黒ふ頭 T 9 事務所」を削り、「コンテナ貨物、在来貨物及び建材」を「在来貨物及び建材等」に改める。

別表第 1 の 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 1 項第 1 号、第 12 条第 20 号及び第 15 条の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例（次項において「新条例」という。）の規定に基づく本牧ふ頭 D 突堤先端物揚場及び本牧ふ頭 D 突堤 1 号線を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第 12 条第 20 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾法の一部改正に伴い港湾施設を港湾運営会社に貸し付けるための規定を整備するとともに、港湾施設の目的外使用に係る使用料を改定する等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 2 条の 2 別表第 1 に掲げる港湾施設の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。この場合において、同表に規定する同一の区分に属する港湾施設の管理に関する業務は、一の指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第 3 条の許可（目的外使用に係る許可を除く
瑞穂ふ頭岸壁、本牧ふ頭新建材 1 号岸壁及び
本牧ふ頭新建材 2 号岸壁については、総トン数 500 トン未満の
内国航路船舶に係る許可に限る。）及び第 3 条の 2 の許可（緑地（港湾環境整備施設としての緑地をいう。同条、第 12 条の 2
及び第 17 条第 2 項において同じ。）に係る許可に限る。）に関する
こと。

（第 2 号、第 3 号及び第 2 項から第 7 項まで省略）

（貸付け）

第 3 条の 3 市長は、第 3 条の規定にかかわらず、港湾法第 43 条の
11 第 1 項に規定する埠頭群を構成する港湾施設のうち、市長が告
示するものを同法第 55 条第 4 項の規定により港湾運営会社（同法
第 43 条の 11 第 12 項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）
に貸し付けるものとする。

2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な
事項については、同項、第 11 条の 2、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3

の規定に定めるもののほか、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとし、前条、次条から第9条の3まで、第11条及び第18条から第20条までの規定は、適用しない。

(貸付期間)

第11条の2 第3条の3第1項の規定による港湾施設の貸付けの期間は、10年を超えることができない。

2 前項の期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から10年を超えることができない。

(使用料)

第12条 第3条の規定により、港湾施設（第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額（第4号、第8号、第12号イ及び第15号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.05を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 上屋使用料

ア 専用使用

(ア) 鉄鋼上屋 及びコンテナ上屋

1月1平方メートルまでごとに 1,503円

(イ) から (オ) まで省略)

イ 一般使用

(ア) 基本料金

a 鉄鋼上屋及びコンテナ上屋
1 日 1 平方メートルまでごとに 52 円

(b 及び (イ) 省略)

(5) ふ頭用地使用料

ア 本牧ふ頭地区

(ア) コンテナターミナル用地

a 1 月 1 平方メートルまでごとに 430 円

b a にかかわらず、当該コンテナターミナル用地において、1 年間に取り扱うコンテナの個数が、国際標準化機構が定めた 20 フィートコンテナによる換算個数（以下「20 フィートコンテナ換算個数」という。）で 500,000 個以上の場合にあつては、次に定める額の合計額

(a) 1 月につき 37,500,000 円

(b) 20 フィートコンテナ換算個数で 500,000 個を超えるコンテナの個数に基づき、別表第 1 の 3 により算定した額

(ア) (本文省略)

(イ)

(イ) 舗装地（コンテナターミナル用地及び在来貨物ターミナル用地を除く。）

1 月 1 平方メートルまでごとに 330 円

(ウ) (本文省略)

(エ)

(イからオまで省略)

カ 大黒ふ頭地区

(ア) コンテナターミナル用地

1 月 1 平方メートルまでごとに 430 円

(ア) (本文省略)

(イ)

(1) 舗装地 (コンテナターミナル用地及び 在来貨物ターミナル用地を除く。)

1 月 1 平方メートルまでごとに 330 円

(ウ) (本文省略)

(エ)

(キ及びク省略)

(6) 荷さばき地使用料

(ア及びイ省略)

ウ その他の荷さばき地

(ア) 基本料金

1 日 1 平方メートルまでごとに 14 円

ただし、本牧ふ頭内の冷凍コンテナ用荷さばき地につい

ては、1 日 1 平方メートルまでごとに 73 円以内において規

則で定める額とする。

((イ)、第 7 号及び第 8 号省略)

(9) から (11) まで 削除

(9) 重量物用橋型起重機使用料

ア 専用使用

(ア) レール面上揚程 (重量物用橋型起重機の走行レール面の

位置から最大限つり上げることのできる高さをいう。以下

同じ。) が 30 メートルを超えるもの

1 台 1 月につき 7,500,000 円

(イ) レール面上揚程が 30 メートル以下のもの

1 台 1 月につき 5,830,000 円

イ 定期使用及び一般使用

(ア) レール面上揚程が 30 メートルを超えるもの

	<u>1 台 30 分までごとに</u>	<u>46,500 円</u>
(イ)	<u>レール面上揚程が 30 メートル以下のもの</u>	
	<u>1 台 30 分までごとに</u>	<u>44,500 円</u>
(10) 及び (11)	削除	
	(第 12 号から第 19 号まで省略)	
(20)	港湾施設（旅客施設を除く。第 15 条の 2 第 2 項において同じ。）の目的外使用料	
ア	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	
(ア)	第一種電柱（電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）を支持するものをいう。）	
	1 本につき 1 年 $\frac{2,500 \text{ 円}}{2,200 \text{ 円}}$	
(イ)	第二種電柱（電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものをいう。）	
	1 本につき 1 年 $\frac{3,800 \text{ 円}}{3,400 \text{ 円}}$	
(ウ)	第三種電柱（電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。）	
	1 本につき 1 年 $\frac{5,200 \text{ 円}}{4,600 \text{ 円}}$	
(イ)	第一種電話柱（電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。（イ）及び（カ）において同じ。）を支持するものをいう。）	

	1 本につき 1 年	$\frac{2,200 \text{ 円}}{2,000 \text{ 円}}$
(カ)	第二種電話柱（電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものをいう。）	
	1 本につき 1 年	$\frac{3,600 \text{ 円}}{3,100 \text{ 円}}$
(カ)	第三種電話柱（電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。）	
	1 本につき 1 年	$\frac{4,900 \text{ 円}}{4,300 \text{ 円}}$
(キ)	その他の柱類	
	1 本につき 1 年	$\frac{220 \text{ 円}}{200 \text{ 円}}$
(ク)	共架電線その他上空に設ける線類	
	$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ メートルまでごとに}}{\text{長さ } 1 \text{ メートルにつき } 1 \text{ 年}}$	$\frac{22 \text{ 円}}{20 \text{ 円}}$
(ケ)	地下電線その他地下に設ける線類	
	$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ メートルまでごとに}}{\text{長さ } 1 \text{ メートルにつき } 1 \text{ 年}}$	$\frac{13 \text{ 円}}{12 \text{ 円}}$
(コ)	地上に設ける変圧器等の工作物	
	1 個につき 1 年	$\frac{2,200 \text{ 円}}{1,900 \text{ 円}}$
(カ)	地下に設ける変圧器等の工作物	
	$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 年}}$	$\frac{1,300 \text{ 円}}{1,200 \text{ 円}}$
(シ)	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	
	1 個につき 1 年	$\frac{4,500 \text{ 円}}{3,900 \text{ 円}}$
(ス)	郵便差出箱及び信書便差出箱	
	1 個につき 1 年	$\frac{1,900 \text{ 円}}{1,700 \text{ 円}}$
(セ)	広告塔	
	$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 年}}$	$\frac{10,600 \text{ 円}}{8,500 \text{ 円}}$
(ソ)	その他のもの	
	$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 年}}$	$\frac{4,500 \text{ 円}}{3,900 \text{ 円}}$

イ 地下埋設物を設ける場合

(ア) 埋設管

a	外径が 0.07 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>94 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	83 円
b	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>130 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	120 円
c	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>200 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	180 円
d	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>270 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	240 円
e	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>400 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	350 円
f	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>540 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	470 円
g	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>940 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	830 円
h	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>1,300 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,200 円
i	外径が 1 メートル以上のもの	
	<u>1 年 1 メートルまでごとに</u>	<u>2,700 円</u>
	長さ 1 メートルにつき 1 年	2,400 円

(イ) 省略)

ウ 上空工作物を設ける場合

(ア) 標識

1 本につき 1 年	<u>3,600 円</u>
	3,100 円

(イ) 旗ざお

a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的
に設けるもの

1 本につき 1 日 $\frac{110 \text{ 円}}{85 \text{ 円}}$

b その他のもの

1 本につき 1 月 $\frac{1,100 \text{ 円}}{850 \text{ 円}}$

(ウ) 幕

a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的
に設けるもの

$\frac{1 \text{ 日 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 日}}$ $\frac{110 \text{ 円}}{85 \text{ 円}}$

b その他のもの

$\frac{1 \text{ 月 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 月}}$ $\frac{1,100 \text{ 円}}{850 \text{ 円}}$

(I) アーチ

1 基につき 1 月 $\frac{5,300 \text{ 円}}{4,200 \text{ 円}}$

(オ) 省略)

エ つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を
設ける場合

$\frac{1 \text{ 年 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 年}}$ 3,900 円

(オ) 省略)

カ 催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品
置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合

$\frac{1 \text{ 日 } 1 \text{ 平方メートルまでごとに}}{1 \text{ 平方メートルにつき } 1 \text{ 日}}$ $\frac{110 \text{ 円}}{85 \text{ 円}}$

キ 工事中施設その他これに類する施設を設ける場合

1 月 1 平方メートルまでごとに $\frac{1,100 \text{ 円}}{850 \text{ 円}}$

(ク) 省略)

(使用料の日割計算等)

第 15 条の 2 (第 1 項省略)

- 2 第 12 条第 20 号の目的外使用料のうち、その額を年額で定めてい
港湾施設に電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広
るものに係る
告塔その他これらに類する工作物又は埋設管を設ける場合の 目的
外使用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の
端数があるときは、当該 施設の 目的外使用料の額は、月額をもっ
て計算し、なお 1 月 未満の端数があるときは、1 月 として計
算する。

(貸付料)

第 17 条の 2 第 3 条の 3 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる港
湾施設の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該
各号に掲げる額の貸付料を支払わなければならない。

(1) 岸壁

1 月につき 3,390,000 円

(2) コンテナ上屋

1 月 1 平方メートルまでごとに 525 円

(3) コンテナターミナル用地

1 月 1 平方メートルまでごとに 70 円

(4) 重量物用橋型起重機

ア レール面上揚程(重量物用橋型起重機の走行レール面の位
置から最大限つり上げることのできる高さをいう。以下同じ
。)が 30 メートルを超えるもの

1 台 1 月につき 2,700,000 円

イ レール面上揚程が 30 メートル以下のもの

1 台 1 月につき 650,000 円

(5) 事務所

ア 上屋事務所

1 月 1 平方メートルまでごとに 525 円

イ その他の事務所

1 月 1 平方メートルまでごとに 500 円

(貸付料の減免)

第 17 条の 3 市長は、災害その他借受者の責めに帰すことのできな
い事由により、当該借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部
又は一部を使用することができなくなったときは、前条の貸付料
を減免することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和 24 年 8 月 1 日から適用する。
(横浜市棧橋上屋使用条例の廃止)
- 2 横浜市棧橋上屋使用条例 (昭和 7 年 12 月横浜市条例第 11 号) は
、廃止する。
(港湾施設の貸付けの特例)
- 3 市長は、第 3 条の 3 第 1 項の規定により港湾施設を港湾運営会
社に貸し付ける日の前日までの間は、同項の規定にかかわらず、
港湾法附則第 20 項に規定する特定埠頭群を構成する港湾施設のう
ち、市長が告示するものを同法附則第 26 項の規定により適用され
る同法第 55 条第 4 項の規定により特例港湾運営会社 (同法附則第
20 項に規定する特例港湾運営会社をいう。) に貸し付けることが
できる。
- 4 前項の規定による港湾施設の貸付けについては、第 3 条の 3 第
2 項、第 11 条の 2、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を準用する

。この場合において、第 3 条の 3 第 2 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項」と、「港湾運営会社」とあるのは「特例港湾運営会社（港湾法附則第 20 項に規定する特例港湾運営会社をいう。）」
と、第 11 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 2 中「第 3 条の 3 第 1 項」とあるのは「附則第 3 項」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 2 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項）

区 分	港 湾 施 設	指定管理者の選定の方法
物流等関連施設	<p>大黒ふ頭 C 3 号岸壁 出田町ふ頭 C 岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設 大黒ふ頭の上屋 出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。） 山内ふ頭上屋 山下ふ頭の上屋（航空貨物ターミナルを除く。） 本牧ふ頭の上屋（<u>コンテナ上屋を除く。</u> ） 鶴見地区港湾施設用地 大黒ふ頭港湾施設用地 出田町ふ頭港湾施設用地 瑞穂ふ頭港湾施設用地 山内ふ頭港湾施設用地 みなとみらい中央地区港湾施設用地 山下ふ頭港湾施設用地 本牧ふ頭港湾施設用地 南本牧ふ頭港湾施設用地 金沢木材ふ頭港湾施設用地</p> <hr/> 大黒ふ頭 T 9 号コンテナターミナル用	<p>横浜市の<u>在来貨物及び建</u> <u>コンテナ貨物、</u> <u>材等</u>の取扱い <u>在来貨物及び建材</u> に関する施策の方針を理解 し、物流施設の使用状況、 実情等を把握して、適切か つ公平に物流施設の使用の 調整を行うものを選定する 。</p>

—
地

本牧ふ頭のコンテナターミナル用地
 大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地
 山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地
 本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地
 金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地
 大黒ふ頭の荷さばき地
 出田町ふ頭の荷さばき地
 瑞穂ふ頭の荷さばき地
 山内ふ頭 A 号荷さばき地
 山下ふ頭の荷さばき地
 本牧ふ頭の荷さばき地
 金沢木材ふ頭の荷さばき地
 未広町物揚場
 出田町ふ頭西物揚場
 瑞穂ふ頭物揚場
 みなとみらい中央物揚場
 本牧ふ頭 D 突堤先端物揚場

金沢木材ふ頭の物揚場
 水平走行式引込起重機

大黒ふ頭の重量物用橋型起重機

本牧ふ頭の重量物用橋型起重機
 大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭 1 号線、3 号線、6 号線、18 号線及び 21 号線を除く。）
 ）
 出田町ふ頭 2 号線、5 号線、6 号線、8 号線及び 9 号線
 瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）
 山下ふ頭の道路
 本牧ふ頭 A 突堤の道路（臨港道路本牧 A 突堤連絡線を除く。）
 本牧ふ頭 B 突堤の道路（本牧ふ頭 B 突堤基部道路を除く。）
 本牧ふ頭 B C 間の道路
 本牧ふ頭 C 突堤中央道路
 本牧ふ頭 C D 間 2 号線

<p>本牧ふ頭 D 突堤の道路 (本牧ふ頭 D 突堤 1 号線を除く。) 南本牧ふ頭 1 号線 金沢木材ふ頭 1 号線及び 2 号線 大黒ふ頭管理センター事務所 本牧ふ頭総合ビル 本牧新建材ふ頭事務所 大黒ふ頭の上屋事務所 山内ふ頭上屋事務所 山下ふ頭の上屋事務所 (航空貨物ターミナル事務所を除く。) 本牧ふ頭の上屋事務所 (コンテナ上屋事務所を除く。) 小型油槽船係留さん橋事務所</p> <hr/> <p>大黒ふ頭 T 9 事務所 本牧ふ頭 A 突堤事務所 本牧 A 突堤基部事務所 小型油槽船係留さん橋休憩所 大黒ふ頭 T 9 休憩所 大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所 港湾労働者山内ふ頭休憩所 本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設 南本牧ふ頭休憩施設 大黒ふ頭緑地</p>	
(省 略)	

別表第 1 の 3 (第 12 条 第 5 号 ア (7) b (b))

20フィートコンテナ換算個数	コンテナ 1 個当たりの使用料
500,001個以上550,000個以下のもの	550円
550,001個以上600,000個以下のもの	500円
600,001個以上650,000個以下のもの	450円
650,001個以上700,000個以下のもの	400円
700,001個以上750,000個以下のもの	350円
750,001個以上800,000個以下のもの	300円
800,001個以上850,000個以下のもの	250円
850,001個以上900,000個以下のもの	200円
900,001個以上950,000個以下のもの	150円
950,001個以上1,000,000個以下のもの	100円
1,000,001個以上のもの	50円